

利用料金【指定訪問サービス】（1回あたり）

※1割負担

特定事業所加算(Ⅰ)基本単価に20%加算されています。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分増毎
	1. 利用者様のサービス利用料	1,960 円	2,930 円	4,640 円	6,800 円	7,790 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,764 円	2,637 円	4,176 円	6,120 円	7,011 円	
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	196 円	293 円	464 円	680 円	779 円	
生活援助	サービスに要する時間			20分以上 45分未満	45分以上	
	1. 利用者様のサービス利用料			2,150 円	2,640 円	
	2. うち、介護保険から給付される金額			1,935 円	2,376 円	
	3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）			215 円	264 円	
*身体介護中心の訪問介護を行った後に、生活援助中心の訪問介護を行ったときは、その所要時間が20分から計算して25分を増すごとに65円(自己負担額)が、加算されます。						

※2割負担

特定事業所加算(Ⅰ)基本単価に20%加算されています。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分増毎
	1. 利用者様のサービス利用料	1,960 円	2,930 円	4,640 円	6,800 円	7,790 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,568 円	2,344 円	3,712 円	5,440 円	6,232 円	
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	392 円	586 円	928 円	1,360 円	1,558 円	
生活援助	サービスに要する時間			20分以上 45分未満	45分以上	
	1. 利用者様のサービス利用料			2,150 円	2,640 円	
	2. うち、介護保険から給付される金額			1,720 円	2,112 円	
	3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）			430 円	528 円	
*身体介護中心の訪問介護を行った後に、生活援助中心の訪問介護を行ったときは、その所要時間が20分から計算して25分を増すごとに130円(自己負担額)が、加算されます。						

※3割負担

特定事業所加算(Ⅰ)基本単価に20%加算されています。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分増毎
	1. 利用者様のサービス利用料	1,960 円	2,930 円	4,640 円	6,800 円	7,790 円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,372 円	2,051 円	3,248 円	4,760 円	5,453 円	
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	588 円	879 円	1,392 円	2,040 円	2,337 円	
生活援助	サービスに要する時間			20分以上 45分未満	45分以上	
	1. 利用者様のサービス利用料			2,150 円	2,640 円	
	2. うち、介護保険から給付される金額			1,505 円	1,848 円	
	3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）			645 円	792 円	
*身体介護中心の訪問介護を行った後に、生活援助中心の訪問介護を行ったときは、その所要時間が20分から計算して25分を増すごとに195円(自己負担額)が、加算されます。						

また、利用者様の状況（サービスの提供）に応じて負担していただく加算については別に定める【重要事項説明書】参照。

同一建物利用者 減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く) ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者様の人数が1月あたり50人以上の場合 ③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者様の人数が1月あたり20人以上の場合) ④正当な理由なく、事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	①・③10% 減算 ②15%減算 ④12%減算 ※状況により 有・無が 変 わります。	
特別地域訪問介護 加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所又は、その一部として使用される事務所(サテライト)の訪問介護員等がサービスを提供した場合(同一建物利用者減算の要件にかかる場合を除く)	料金表に 15%加算 ※サテライトの み	
認知症専門ケア 加算	(I)認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合 (II)(I)の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修を修了した職員を配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施した場合	(I)3円/日 (II)4円/日	無
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合	50円/月	無

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後 6時から午後10時まで) :25%
- ・早朝(午前 6時から午前 8時まで) :25%
- ・深夜(午後10時から午前 6時まで) :50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者様又は家族様等の同意のうえで、通常の利用料金の2倍(2名分)の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員がサービスを行う場合

- (例)・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
・訪問介護員一人では介護が難しい方へサービスを行う場合

(注1) 利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払)。また、ケアプランが作成されていない場合も償還払となります。償還払となる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(注2) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

利用料金【訪問型サービス】

※1割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 週1回程度	事業対象者 要支援1・2 週2回程度	事業対象者 要支援1・2 週3回程度
1. 利用者様のサービス利用料金	14,641 円	29,245 円	37,270 円
2. うち、介護保険から給付される金額	13,177 円	26,321 円	32,630 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,464 円	2,925 円	4,640 円

※2割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 週1回程度	事業対象者 要支援1・2 週2回程度	事業対象者 要支援1・2 週3回程度
1. 利用者様のサービス利用料金	14,641 円	29,245 円	37,270 円
2. うち、介護保険から給付される金額	11,713 円	23,396 円	29,816 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	2,928 円	5,849 円	7,454 円

※3割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 週1回程度	事業対象者 要支援1・2 週2回程度	事業対象者 要支援1・2 週3回程度
1. 利用者様のサービス利用料金	14,641 円	29,245 円	37,270 円
2. うち、介護保険から給付される金額	10,249 円	20,472 円	26,089 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	4,392 円	8,774 円	11,181 円

利用料金【訪問型サービス】（1回あたり）

※1割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 1月の中で全部で4回まで	事業対象者 要支援1・2 1月の中で5回～8回まで	事業対象者 要支援1・2 1月の中で9回～12回まで
1. 利用者様のサービス利用料金	3,573 円	3,573 円	3,573 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,216 円	3,216 円	3,216 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	357 円	357 円	357 円

※2割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 1月の中で全部で4回まで	事業対象者 要支援1・2 1月の中で5回～8回まで	事業対象者 要支援1・2 1月の中で9回～12回まで
1. 利用者様のサービス利用料金	3,573 円	3,573 円	3,573 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,858 円	2,858 円	2,858 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	715 円	715 円	715 円

※3割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 1月の中で全部で4回まで	事業対象者 要支援1・2 1月の中で5回～8回まで	事業対象者 要支援1・2 1月の中で9回～12回まで
1. 利用者様のサービス利用料金	3,573 円	3,573 円	3,573 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,501 円	2,501 円	2,501 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,072 円	1,072 円	1,072 円

上記、サービス利用料金及び自己負担額に、下記の加算が含まれます。

〔介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5%を料金に加算）〕

また、利用者様の状況（サービスの提供）に応じて負担していただく加算については別に定める【重要事項説明書】参照。

利用料金【緩和型サービスA】

※1割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 週1回程度：1月の中で全部で4回まで	事業対象者 要支援1・2 週2回程度：1月の中で全部で5回～8回まで
1. 利用者様のサービス利用料金	3573 円	3573 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,216 円	3,216 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	357 円	357 円

※2割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 週1回程度：1月の中で全部で4回まで	事業対象者 要支援1・2 週2回程度：1月の中で全部で5回～8回まで
1. 利用者様のサービス利用料金	3573 円	3573 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,858 円	2,858 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	715 円	715 円

※3割負担

サービスを要す時間	事業対象者 要支援1・2 週1回程度：1月の中で全部で4回まで	事業対象者 要支援1・2 週2回程度：1月の中で全部で5回～8回まで
1. 利用者様のサービス利用料金	3573 円	3573 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,501 円	2,501 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,072 円	1,072 円

上記、サービス利用料金及び自己負担額には、下記の加算が含まれます。

また、利用者様の状況（サービスの提供）に応じて負担していただく加算については別に定める【重要事項説明書】参照。